

平成十八年六月六日受領  
答弁第二八二号

内閣衆質一六四第二八二号

平成十八年六月六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員松本大輔君提出緑資源幹線林道事業期中評価委員会の情報公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松本大輔君提出緑資源幹線林道事業期中評価委員会の情報公開に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

林野庁としては、「林野公共事業の事業評価実施要領」（平成十二年三月十三日付け十二林野計第七十三号林野庁長官通知）に基づき設置された緑資源幹線林道事業期中評価委員会（以下「委員会」という。）においては、平成十七年度の委員会の会議の公開について、会議を広く一般に公開すると委員の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり得ること等を考慮しつつ、できる限り審議の透明性を確保する観点から、原則として、会議資料及び議事録を公開すること並びに報道機関を通じて会議を公開することが決定されたものと承知している。

本年度の委員会の会議の公開の在り方についても、できる限り審議の透明性を確保する観点から、委員会において適切に判断されるものと考えている。

三及び四について

御指摘の「公正中立な審議に支障を及ぼすおそれ」又は「特定の個人若しくは団体に不当な利益・不利

益を及ぼすおそれ」にどのような事例が該当するかについては、個別の審議内容に即して委員会において判断すべきものであり、林野庁としては、どのような事例がこれらに該当するかについては承知していない。